

令和8年4月13日

大 和 町

不適切な会計処理事案について(報告)

本町都市建設課において、過去約7年間にわたり、正規の契約手続きを経ないまま業者に工事等を行わせ、その代金を別の工事等に水増して支払うという不適切な会計処理が行われていたことが発覚いたしました。

町民並びに町議会の皆様の信頼を著しく損なう事態を招きましたことに対し、深くお詫び申し上げます。

本件事案の概要及び今後の対応等について、下記のとおりご報告いたします。

記

1. 事案の概要

都市建設課が発注する土木等の建設工事において、平成31年度から過去約7年間にわたり、以下の不適切な事務処理を行っていたものです。

(1) 未払いの発生(いわゆる「貸し」)

現場の状況変化や災害対応等で追加の施工が必要となった際、正規の設計変更手続きや随意契約の手続きを行わず、業者に口頭で指示して施工させ、代金が未精算となる状態を発生させた。

(2) 別工事での水増し処理(いわゆる「返済」)

上記(1)で発生した未払い分を精算するため、当該業者が受注した別の工事や除雪業務等の設計数量(稼働時間等)を水増して架空の代金を計上し、支出を行っていた。

※なお、本件は業者への未払い金を補てんするための不適切な事務処理であり、職員による私的流用(キックバック等の不正な金銭授受)の事実は一切確認されておりません。

2. 発覚の経緯とこれまでの調査状況

本件事案は、外部からの情報公開請求を端緒として発覚いたしました。その後、町として直ちに内部調査体制を立ち上げ、事実関係の解明に努めてまいりました。時系列の経緯は以下のとおりです。

(1) 発覚の端緒(令和8年1月下旬)

外部から「都市建設課における未払いに関する内部資料」を求める情報公開請求が提出されました。町において所管課の公文書等を検索・確認した結果、当該職員が他の職員の情報を取りまとめ、自らのパソコン内で作成・管理していた「未払い調書(貸しと返済を管理していた一覧表)」の存在を初めて把握いたしました。

(2) 公文書の公開(令和8年2月下旬)

上記の情報公開請求に対し、審査の上、個人情報や法人の正当な利益を害するおそれのある部分(黒塗り)を除き、A3用紙3枚にわたる該当調書の一部を公開いたしました。

(3) 町による内部調査の実施(令和8年2月～3月)

調書の存在を確認後、直ちに総務課を中心とした調査を開始し、以下の対象者に対して詳細な聞き取り及び関係書類の精査を実施いたしました。

【調査対象】

- ☑ 調書を作成・管理していた職員と関係職員
- ☑ 調書に記載のあった建設業者等(15社)

(4) 調査によって判明した事実と供述

聞き取り調査の結果、当該職員のほか、この件に関わった職員が不適切な会計処理の事実を全面的に認めました。動機や背景について、当該職員は「本来であれば正式な設計変更等の契約手続きを行うべきであったが、業者に不利益(未払い状態)を与え続けるのが心苦しかった」と供述しており、深く反省しております。

また、正規の手続きを行えなかった理由として、以下の点を挙げております。

① 繁忙期における通常業務の逼迫

書類作成等の時間が取れず現場の進行を優先させた。

② 災害発生時における緊急対応

災害時は現場優先で対応したが、事後に説明することが困難な案件があった。

※ 町としては、本人のこれらの事情(業務多忙や現場への配慮)は斟酌すべき点があるものの、公会計のルールを逸脱した処理は決して許されるものではないと判断し、全容解明と金額を算出いたしました。

3. 不適切処理の件数及び金額

内部資料の精査及び業者への照会により確認した数値は以下のとおりです。

(1) 不適切な処理が行われた総額及び件数

総額 33,164,329円 / 91件(対象業者:13社)

(2) 水増し等により支出(返済)された額

総額 32,172,089円 / 360回

【内訳】

内容	金額	返済回数	備考
工事・その他による返済	10,612,759 円	111 回	
除雪・融雪業務による返済	21,559,330 円	249 回	除融雪 1 回(1 日)を 1 回として計算

(3)現時点における未精算額(残高)

未精算額 992, 240円(対象業者:7社)

4. 本事業が発生した背景と要因

関係職員への聞き取り等から、以下の要因が複合的に重なり、不適切な処理が常態化したものであります。

(1)繁忙期等における現場優先の意識

年度末等の繁忙期において事務処理が追いつかず、現場を急がせるために先行して業者に指示を出してしまった。

(2)災害時の緊急対応

台風等の災害発生時、本工事を進めるために緊急で支障物(瓦礫等)の撤去が必要となったが、財源(補助金等)の判断ができず、口頭で業者に処理を依頼してしまった。

5. 不適切な会計処理に係る事後処理について

本件事案において生じた未精算分の支払いや、事実と異なる名目で支出された公金の精算など、一連の金銭的な事後処理につきましては、地方自治法等の財務原則に基づき、厳格かつ適法に対処する必要があります。

このため、4月10日に宮城県(市町村課)へ事案の報告を行い、今後の適切な会計処理のあり方について指導・助言を仰いだところです。

現在、県の指導を踏まえつつ、対象業者との債権債務の整理や具体的な法的手続きについて、弁護士等の専門家を交えて慎重に検討・協議を進めており、適法な事後処理の方針が固まり次第、必要な予算措置等講じてまいります。

6. 関係職員等の処分について

私的流用がなかったとはいえ、長年にわたり不適切な会計処理を繰り返し、公金の適正な執行を歪めた責任は極めて重大です。

4月中を目途に、分限懲戒審査会を開催し、本事業に関与した職員に対する厳正な処分を決定いたします。

あわせて、町政に対する信用を失墜させた行政トップとしての責任を重く受け止め、町長・

副町長等の特別職につきましても、給与減額等の対応を検討してまいります。

7. 全庁的な緊急点検(他部署への波及確認)の実施

本事案の発覚を受け、総務課主導で、工事発注を所管する他の主要課(農林振興課、上下水道課、教育総務課等)に対し、類似事案(正規契約外の未払いや水増し処理等)の有無に関する確認を実施いたしました。点検の結果、現時点において他課における本事案と同様の不適切な会計処理は確認されておりません。

8. 今後の再発防止策

町民の皆様からの信頼回復に向け、以下の再発防止策を徹底してまいります。

(1) 適正な契約手続きの厳格化

「先施工・後契約」を一切禁止し、いかなる緊急時(災害対応等)であっても、事前の起案・決裁を受けるなど、書面での記録を徹底します。

(2) 組織的なチェック体制の強化

担当者単独での現場指示や業者との折衝を改め、複数職員(管理職を含む)による現場確認と、定期的なチェック等を実施します。

(3) 職員のコンプライアンス意識の再構築

全職員を対象とした公会計及び契約事務に関する研修を実施し、「現場のため・業者のためであっても、ルールを逸脱した処理は最大の不正である」という認識を徹底します。

町といたしましては、このたびの事態を厳粛に受け止め、二度とこのような不祥事を起こさないよう、全庁を挙げて再発防止と信頼回復に全力で取り組んでまいります。